

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	定額減税補足給付金(調整給付及び不足額給付)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

魚沼市は、定額減税補足給付金(調整給付及び不足額給付)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

魚沼市長

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定額減税補足給付金(調整給付及び不足額給付)に関する事務
②事務の概要	令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の一環として、定額減税しきれないと見込まれる対象者に対し、調整給付金を支給する。また、本来給付すべき所要額と調整給付額の間で差額が生じた者や、個別の要件により給付する必要がある者に対し、不足額給付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法及び利用特定個人情報提供省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。
③システムの名称	総合行政システム(臨時給付金)、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
定額減税補足給付金(調整給付及び不足額給付)事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項 別表の135 (2) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第8号 (2) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部税務課
②所属長の役職名	市民福祉部税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本給付金事務にかかわる職員(臨時職員等を含む)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、必ず複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>研修を行い、特定個人情報の使用は、法令等の規定がある場合のみ認められる旨、及び本給付金事務外で使用した場合は操作者を特定可能であることを周知し、本事務外での使用を抑止していることから、対策は十分であると考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月11日	表紙 評価書名	定額減税補足給付金(調整給付)に関する事務 基礎項目評価書	定額減税補足給付金(調整給付及び不足額給付)に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和8年3月11日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	魚沼市は、定額減税補足給付金(調整給付)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	魚沼市は、定額減税補足給付金(調整給付)及び不足額給付)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和8年3月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	定額減税補足給付金(調整給付)に関する事務	定額減税補足給付金(調整給付及び不足額給付)に関する事務	事後	
令和8年3月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の一環として、定額減税しきれないと見込まれる対象者に対し、調整給付金を支給する。 (支給対象者) 定額減税可能額から令和6年分推計所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額を減じ、定額減税可能額を上回る者	令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の一環として、定額減税しきれないと見込まれる対象者に対し、調整給付金を支給する。また、本来給付すべき所要額と調整給付額の間で差額が生じた者や、個別の要件により給付する必要がある者に対し、不足額給付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法及び利用特定個人情報提供省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和8年3月11日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	定額減税補足給付金(調整給付)事務ファイル	定額減税補足給付金(調整給付及び不足額給付)事務ファイル	事後	
令和8年3月11日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島 910 025-792-1000	事後	
令和8年3月11日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	
令和8年3月11日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	